

○地方公共団体等における保育所等設置のための庁舎等及び国家公務員宿舎の活用について

平成 22 年 6 月 28 日

財 理 第 2 6 3 2 号

改正 平成 27 年 9 月 25 日財理第 4018 号

同 28 年 3 月 29 日 同 第 1095 号

同 29 年 7 月 6 日 同 第 2332 号

財務省理財局長から各財務（支）局長、沖縄総合事務局長、各省各庁官房長等宛

政府は、「子ども・子育てビジョン」（平成 22 年 1 月 29 日閣議決定）において、今後 5 年間に 26 万人分の公的保育サービスの受け入れ児童数を拡充する数値目標を掲げており、保育所の待機児童対策に関連して、地域の余裕スペースを活用した家庭的保育の拡充などを推進していくこととしている。

また、平成 22 年 6 月 18 日、新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）を受けた財務省の取組みとして「新成長戦略における国有財産の有効活用について」を公表し、子育てなど人々の安心につながる分野において、国有財産の積極的な活用により、政策目的の実現に貢献することとしている。

さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、国有地の更なる活用により保育の受け皿の拡大を促進していくこととしている。

このため、国有財産のより一層の有効活用を図る観点から、地方公共団体等が保育所等（別添の 2 に規定する施設をいう。以下同じ。）を設置するために庁舎等（国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法（昭和 32 年法律第 115 号）第 2 条第 2 項第 1 号に規定する庁舎等をいう。以下同じ。）及び国家公務員宿舎（国家公務員宿舎法（昭和 24 年法律第 117 号）第 2 条第 3 号に規定する宿舎（借受により設置した宿舎を除く。）をいう。以下同じ。）（以下、「宿舎」という。）を活用する場合の取扱いを別添のとおり定めたので通知する。

については、庁舎等を所管する部局及び宿舎の維持管理機関においては、上記閣議決定の趣旨を踏まえ、適切に対応されたい。

別添

1 基本事項

地方公共団体等から保育所等を設置するために庁舎等又は宿舎を活用したいとの要望があった場合は、当該財産を所管する各省各庁の部局長は、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項に基づき、その用途又は目的を妨げない限度において、使用又は収益を許可（以下、「使用許可」という。）することができる。

また、使用許可に関して本通達に定めのないものは、昭和 33 年 1 月 7 日付蔵管第 1 号

「行政財産を使用又は収益させる場合の取扱いの基準について」通達（以下、「蔵管1号通達」という。）の別紙第1節第1、同節第3の1及び3、同節第4、第3節第3、第4節第2、同節第3、同節第4並びに第6節を準用する。

2 対象施設

使用許可することができる施設は以下の施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所の用に供する施設
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条に規定する認定こども園の用に供する施設
- (3) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業又は同法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（以下「家庭的保育事業等」という。）の用に供する施設

3 相手方

使用許可の相手方は、地方公共団体とする。

ただし、以下に該当する場合は、事業者等に対し、使用許可することができる。

- (1) 地方公共団体からの認可を受けて上記2（1）の施設を運営する事業者であって、以下の条件を満たす場合
 - イ 地方公共団体において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人に限定して事業者を公募し、決定したものであること
 - ロ 地方公共団体において、使用許可後の運営状況の確認や不測の事態が生じた場合、入所者の移転先の確保や後継事業者の選定について責任を持つこと
- (2) 地方公共団体からの認定を受けて上記2（2）の施設を運営する事業者であって、以下の条件を満たす場合
 - イ 地方公共団体において、社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人又は私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人若しくは社会福祉法人及び学校法人に限定して事業者を公募し、決定したものであること
 - ロ 地方公共団体において、使用許可後の運営状況の確認や不測の事態が生じた場合、入園者の移転先の確保や後継事業者の選定について責任を持つこと
- (3) 地方公共団体からの委託を受けて上記2（3）の家庭的保育事業等を実施する保育所等（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）を満たす認可外保育施設を含む。）の経営者又は家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育士（保育士としてみなされる保健師、看護師又は准看護師を含む。）若しくは家庭的保育支援者（以下「家庭的保育者等」という。）

4 使用許可期間及び使用許可の更新

使用許可期間は、土地については30年以内、建物については10年以内で、当該財産の将来における使用見込み、当該建物の構造、使用期間等を勘案して、個々の事案に即して個別に判断するものとする。

ただし、宿舎の居室及び自動車保管場所については3年以内とする。

また、使用許可は必要に応じて更新することができる。

ただし、更新後の使用許可期間は土地（宿舎の自動車保管場所を除く）及び建物（宿舎の居室及び自動車保管場所を除く）については、5年以内とし、宿舎の居室及び自動車保管場所は3年以内とする。

なお、使用許可における相手方は賃借権を取得するものではないが、本通達に基づく使用許可においては、部局長は、政策目的の実現に資するよう、保育所等設置のために長期の使用許可を行う目的に鑑み、適切に取り扱うこと。

5 担保

使用許可の相手方が上記3ただし書きの事業者等である場合は、使用料の不払い、原状回復不履行などに備えて、国の債権の管理等に関する法律（昭和31年法律第114号）に準じ、原則、次のとおり担保を徴する。

ただし、宿舎の居室又は自動車保管場所を使用許可する場合は、担保を不要とする。

(1) 被担保債権の範囲

使用許可により生じる一切の債権（使用料、損害賠償金などを含む。）とする。

(2) 担保価額

使用料12月相当額を原則とする。

ただし、建物の所有を目的とし、土地を使用許可する場合においては、使用許可する財産の原状回復に必要な額について、民間精通者の意見を徴し、決定した額（使用料の12月相当額を下回る場合は、使用料の12月相当額）とする。

(3) 担保の種類

担保の種類は、原則、国債とする。

(4) 担保の徴求手続等

国債を担保として徴求する際には、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号）第26条に準じ、手続するものとする。

(5) 増担保及び担保の解除

担保価額は必要に応じ見直すこととし、提出された担保が、上記(2)の担保価額を担保するのに十分であると認められないときは、増担保を提供させるものとする。

また、使用許可期間が満了し原状回復を済ませたときは、遅滞なく担保解除の手続をとるものとする。

6 地方公共団体への情報提供

(1) 情報提供窓口の設置

財務局長、財務支局長、沖縄総合事務局長、財務事務所長又は出張所長（以下「財務局長等」という。）は、地方公共団体に対し、保育所等を設置するために活用可能な庁舎等及び宿舎の情報提供を行う担当窓口を設置するものとする。

(2) 情報提供の実施方法

財務局長等は、地方公共団体から活用可能な庁舎等及び宿舍の情報提供依頼を受けたときは、次のとおり処理するものとする。

なお、情報提供依頼に当たっては、地方公共団体に対して別紙 1 の提出を求めるものとする。

イ 各省各庁（各部局等）への周知等

財務局長等は、地方公共団体から提出された別紙 1 の希望地域に所在する庁舎等を所管する部局及び宿舍の維持管理機関（以下、「部局等」という。）に対して、直ちに、当該地方公共団体から情報提供依頼を受けたことを周知するとともに、活用可能な庁舎等及び宿舍の選定を行った上で別紙 2 により選定した財産に関する情報の提出を求めるものとする。

ロ 活用可能な庁舎等及び宿舍の選定等

部局等は、イの周知があった場合には、速やかに、将来の使用見込み等を勘案して、活用可能な庁舎等及び宿舍を選定し、別紙 2 を財務局長等に提出するものとする。

なお、庁舎等及び宿舍の建物を選定しようとする場合は、建物の 1 階部分が活用可能な財産を選定するものとする。ただし、宿舍の居室を活用する場合で、地方公共団体から 2 階以上の階にある未入居の居室の情報提供依頼を受けたときは、該当するものについても選定して差し支えないものとする。

また、集会場についても、使用状況等を勘案して、全部又は一部を活用可能な宿舍として選定することができるものとする。

ハ 情報提供の実施

財務局長等は、部局等から提出された別紙 2 をとりまとめ、遅滞なく、情報提供依頼を受けた地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。

ニ その他

部局等は、地方公共団体等からの保育所等の設置の可否を判断するために当該財産の使用条件及び設備状況等について照会があった場合は適切に対応するものとし、必要に応じて現地確認を認めるなど十分に配慮するものとする。

なお、財務局長等は、地方公共団体から情報提供した財産を使用しない旨の連絡があった場合には、当該庁舎等を所管する部局又は当該宿舍の維持管理機関に連絡するものとする。

7 使用許可の手続き等

(1) 使用許可の申請

使用許可を受けようとする者には、蔵管 1 号通達別紙様式 10 により申請を行わせることとする。

(2) 使用許可の条件

使用許可するにあたっては、以下のイ、ロに掲げるもののほか、庁舎等及び宿舍の適正な維持管理を図るため必要な条件を定めることができるものとする。

イ 宿舎を使用許可する場合において、当該宿舎の維持管理に要する費用のうち、入居者の共同負担となる費用を支払うため、当該宿舎の入居者で構成する自治会等が入居者から共益費を別途徴収している場合には、使用者に当該共益費を支払わせる旨の条件を付すものとする。

ロ 集会場を使用する場合には、使用者の利用に係る光熱水料相当額についても自治会等に対して支払わせる旨の条件を付すものとする。

(3) 使用料等

イ 使用料

(イ) 土地及び建物（下記（ロ）の場合を除く）

A 当初3年間の使用料年額

使用料は民間精通者による使用料年額の評価額により決定する。

B 第4年次以降の継続使用料

第4年次以降の継続使用料は、平成13年3月30日付財理第1308号「普通財産貸付事務処理要領」通達別添1「貸付料算定基準」に準じて算定した額とする。

(ロ) 宿舎の居室及び自動車保管場所

国家公務員宿舎法に基づき有料宿舎を貸与した場合と同様に算定した額とする。

ロ 国有資産等所在市町村交付金の取扱い

当該使用許可の対象となっている財産が国有資産等所在市町村交付金（以下、「市町村交付金」という。）の交付を要しないものである場合には、上記（イ）又は（ロ）により算定した使用料の額から、当該使用許可に係る市町村交付金相当額を控除した額をもって使用料の年額とするものとする。

ただし、上記（イ）又は（ロ）により算定した使用料が、既に市町村交付金の交付を要しないものとして算定されている場合は、本措置は適用しないことに留意する。

ハ 使用料の適用期間

使用料は、原則として、3年分を一括して算定するものとし、建物については、当該使用料に消費税及び地方消費税相当額を加えた額をもって使用許可相手方に通知するものとする。

ニ 使用料の改定

使用料の適用期間の満了、使用許可期間の更新又はその他の事由により使用料の改定を行う場合には、別紙3により改定後の使用料年額、納付期限を、改定後の使用料適用開始前の10日前までに到着するよう、相手方に通知することとする。

ホ 納付方法

使用料は、年額を一括又は年4回等の均等分割により前納させるものとする。ただし、1回の納付額は千円以上とする。

8 その他

(1) 使用許可を行う宿舎の維持管理機関は、政府の取組の一環として、保育所等を設置す

るために宿舍を活用することについて、当該宿舍の入居者に対してあらかじめ周知し理解を得るよう努めるものとする。

なお、その際には、保育所等の設置等に関して、宿舍の入居者からの照会等が可能となるよう使用者の連絡先を明示して周知するものとする。

また、使用許可を行う庁舎等が二以上の各省各庁において使用するものである場合は、上記と同様に、入居部局に対し、あらかじめ周知するものとする。

(2) 部局等は、保育所等の設置場所として庁舎等又は宿舍を地方公共団体等に使用許可した場合には、その都度、財務局長等に対して別紙4により報告を行うものとする。

また、財務局長等は、部局等から別紙4により報告を受けた場合には、直ちに、本省に当該報告の写しを送付するものとする。

9 財務大臣への協議等

(1) 各省各庁の長は、国有財産法第14条第7号に基づく財務大臣への協議を行う場合又は国有財産法施行令第14条に基づく財務大臣への通知を行う場合には、別紙5により作成した調書を添付して行うものとする。

(2) 財務局長等は、保育所等を設置するために、部局等から国有財産法第14条第7号に基づく協議を受けた場合で、以下のイ又はロに該当するときは、国有財産総括事務処理規則（昭和29年大蔵省訓令第5号）第25条の規定に基づき、意見を付して速やかに財務大臣に申請し、必要な措置について、その指示を受けなければならない。

なお、この場合、平成13年3月29日財理第1120号「国有財産総括事務処理規則第25条の規定により財務大臣に申請する場合について」通達記の3(3)は適用しない。

イ 建物の所有を目的として土地（一般会計の行政財産）を使用許可する場合で使用許可期間が5年を超える場合

ロ 建物を使用許可する場合で使用許可期間が5年を超える場合

10 個別協議

この通達によることが著しく不適當又は困難と認められる特別な事情があるときは、財務省理財局長に協議して、特別の定めをすることができる。

11 経過措置

本通達による取扱いは、平成29年7月6日以降に新たに使用許可を行うもの及び更新を行うものから適用し、同日前のものについては、なお従前の例によるものとする。

別紙 1

希望地域	使用希望期間	区分	必要面積等	階数の希望	現地確認 希望の有無	地方公共団体の連絡先			備考
						地方公共団体名	担当課名	電話番号	
【記載例】					有・無				
東京都〇〇区	H〇.〇.〇~H〇.〇.〇	土地	〇〇㎡	1階以外も希望	有	〇〇区役所	〇〇課	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

※1 使用希望地域が複数にわたる場合は、適宜行を追加の上、記載すること。

※2 庁舎の建物や宿舍の居室の使用を希望する場合、「階数の希望」欄について、「1階のみ希望」又は「1階以外も希望」を記載すること。

※3 「現地確認希望の有無」欄については、事前に財産の現況等の確認の希望の有無を記載すること。

※4 記載項目以外に希望する事項がある場合は、備考欄に記載すること。

別紙2

口座名	所在地（住居表示）			活用可能部分				使用可能期間	建築年月日	間取り	担当の連絡先				備考		
	都道府県名	市区町村名	市区町村以下	区分	面積	階	戸番等				部局等		担当課名	電話番号			
【記載例】	住居表示					階	号										
①庁舎	〇〇都	〇〇区	〇〇 1-1-1	建物	〇〇㎡	1	共用会議室	H.O.O.O~H.O.O.O	S.O.O.O	-	財務省	〇〇財務局	本局	〇〇課	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
②宿舍	〇〇県	〇〇市	〇〇 2-2-2	土地	〇〇㎡	-	-	H.O.O.O~H.O.O.O	S.O.O.O	-	財務省	〇〇財務局	〇〇財務事務所	〇〇出張所	〇〇課	042-〇〇〇-〇〇〇〇	
③宿舍	〇〇県	〇〇町	〇〇 3-3-3	居室	〇〇㎡	1	〇〇2	H.O.O.O~H.O.O.O	S.O.O.O	〇DK	〇〇省	〇〇局	〇〇事務所	〇〇出張所	〇〇課	048-〇〇〇-〇〇〇〇	

※1 使用可能な財産が複数にわたる場合は、適宜行を追加の上、記載すること。

※2 情報提供を受けた地方公共団体は、掲載された財産を使用しない場合は、速やかに情報提供窓口にもその旨を連絡すること。

殿

部局長 印

国有財産使用料の改定について

平成 年 月 日付第 号をもって使用許可した国有財産について、使用許可期間の自動更新（又は使用許可書第 号第 項に定める期間の満了）に伴う平成 年 月 日から平成 年 月 日までの使用料の額を決定しましたので、上記使用許可書第 条第 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

貸付料決定額、納付期限

第一年次	$\left(\begin{array}{c} \text{自平成 年 月 日} \\ \text{至平成 年 月 日} \end{array} \right)$	¥	納付期限 平成 年 月 日
第二年次	$\left(\begin{array}{c} \text{〃} \end{array} \right)$	¥	納付期限 〃
第三年次	$\left(\begin{array}{c} \text{〃} \end{array} \right)$	¥	納付期限 〃

別紙4

口座名	所在地（住居表示）			使用許可					建築年月日	間取り	担当の連絡先				備考		
	都道府県名	市区町村名	市区町村以下	区分	面積	階	戸番等	使用許可期間			相手方	部局等		担当課名		電話番号	
【記載例】	住居表示					階	号										
①庁舎	〇〇都	〇〇区	〇〇 1-1-1	建物	〇〇㎡	1	共用会議室	HO.〇.〇~HO.〇.〇	SO.〇.〇	-	財務省	〇〇財務局	本局	〇〇課	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		
②宿舍	〇〇県	〇〇市	〇〇 2-2-2	土地	〇〇㎡	-	-	HO.〇.〇~HO.〇.〇	SO.〇.〇	-	財務省	〇〇財務局	〇〇財務事務所	〇〇出張所	〇〇課	042-〇〇〇-〇〇〇〇	
③宿舍	〇〇県	〇〇町	〇〇 3-3-3	居室	〇〇㎡	1	〇〇2	HO.〇.〇~HO.〇.〇	SO.〇.〇	ODK	〇〇省	〇〇局	〇〇事務所	〇〇出張所	〇〇課	048-〇〇〇-〇〇〇〇	

※1 使用許可財産が複数にわたる場合は、適宜行を追加の上、記載すること。

行政財産の使用許可調書

年度		省庁名		部局名	
<p>【協議・通知項目】</p> <p>1. 当該行政財産の台帳記載事項及び使用許可する部分の数量</p> <p>2. 相手方の住所及び氏名</p> <p>3. 使用許可の理由及び方法</p> <p>4. 使用許可の期間及び条件</p> <p>5. 使用許可の対価及びその算定調書</p> <p>6. 相手方の利用計画</p> <p>7. その他参考事項</p> <p>(1) 相手方の選定方法</p> <p>(2) その他</p>				<p>【留意事項】</p> <p>使用又は収益する当該行政財産の用途又は目的を妨げないとする理由</p> <p>()</p> <p>必要最小限度と認められる理由</p> <p>()</p> <p>原状回復ができることとする理由</p> <p>()</p> <p>建物の所有を目的とした土地の使用を許可する場合に普通財産として処理することができない理由</p> <p>()</p>	

別紙 6 (土地 (自動車保管場所を除く) 又は建物 (宿舍の居室を除く))

平成 年 月 日
第 号

国有財産使用許可書

使用者 所在地

代表者名 殿

許可者

部局長氏名 印

平成 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法 (昭和 23 年法律第 73 号) 第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法 (平成 26 年法律第 68 号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇〇〇 (注 1) に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法 (昭和 37 年法律第 139 号) の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国 (法務大臣) を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

(使用許可物件)

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

2 使用を許可された物件の一部について使用許可の取消しがあったため、使用を許可された物件の一部が返還された場合には、返還された部分を除き、残余について本許可はなおその効力を有する。

3 使用を許可された者は、前項に基づき使用を許可された物件を返還する場合には、遅滞

なく部局長に届け出なければならない。

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、使用を許可された物件を の用に供しなければならない。

(使用許可期間等)

第3条 使用を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (年間) とする。

2 使用を許可された者は、前項に定める期間の満了後引き続き使用を許可された物件の使用を希望するときは、前項に定める期間の満了2月前までに、部局長に申し出ることができる。

(使用料)

第4条 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間の使用料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期 間	使用料年額	備考
第1年次	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
第2年次	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
第3年次	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		

2 前項に定める期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。なお、使用料は3年毎に改定するものとし、改定の都度、3年間に係る使用料を部局長から通知する。

(使用料の納付)

第5条 前条に定める使用料は、次に定めるところにより、当局歳入徴収官の発行する納入告知書により納付しなければならない。

回数	納付金額	納付期限	備考
	円	平成 年 月 日	
	円	平成 年 月 日	
	円	平成 年 月 日	
	円	平成 年 月 日	
計	円		

(担保の提供等)

第6条 使用を許可された者は、本使用許可から生じる債務の担保として、使用許可と同時に、歳入徴収官等の指示するところにより、第4条に定める使用料年額に相当する額以上の担保を提供しなければならない。

2 歳入徴収官等が担保価値が減少したと認めて、乙に対して増担保又は代わりの担保の提供を請求したときは、使用を許可された者は遅滞なく増担保又は代わりの担保を提供しなければならない。

3 歳入徴収官等は、使用を許可された者が本使用許可から生じる全ての債務を完済したとき又は担保処分により残額が生じたときは、遅滞なく担保を返還する。

(延滞金)

第7条 使用を許可された者は、前条に定める納付期限までに使用料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年 %の割合により算定した延滞金を当局歳入徴収官に支払わなければならない。

(充当の順序)

第8条 使用を許可された者が、使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が使用料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(使用料の改定)

第9条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全等義務)

第10条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

3 使用を許可された者は、部局長が行う使用を許可された物件の維持管理に必要な業務に協力しなければならない。

4 使用を許可された者は、保育中の事故を防止するため、使用を許可された物件の安全点検に取り組み、保育環境の安全を確保しなければならない。

(使用上の制限)

第11条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を第三者に転貸(使用を許可された物件を第2条に定める指定用途に供するため、〇〇〇〇(注2)に使用させる場合は含まれない。)し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき(前条第2項の規定に基づき使用を許可された物件を使用する〇〇〇〇(注2)が、修繕、模様替その他の行為をしようとするときを含む。)は、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第12条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

- (2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき又は用途を廃止するとき
 - (3) 使用を許可された者の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - (4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 部局長が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。
- 3 使用を許可された者は、部局長が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（原状回復）

第13条 部局長が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用許可の更新を行った場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

- 2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。

（損害賠償）

第14条 使用を許可された者は、その責に帰すべき事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しない

ため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 15 条 使用許可の取消しが行われた場合又は使用を許可した期間が満了した場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第 16 条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持保全及び使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 17 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の維持保全及び使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注 1) 審査請求をすべき処分庁については、以下のとおり記入する。

- イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合 当該処分庁
- ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合（イ又はロに掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注 2) 使用許可された物件を第 2 条の指定用途に供するため使用させる者については、以下のとおり記入する。

- イ 指定用途が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所の場合 保育所の経営者
- ロ 指定用途が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条に規定する認定こども園の場合 認定こども園の経営者
- ハ 指定用途が児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設の場合 家庭的保育事業を実施する保育所等の経営者又は家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育士（保育士としてみなされる保健師、看護師又は准看護師を含む。）若しくは家庭的保育支援者

二 指定用途が児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業の用に供する施設の場合 小規模保育事業を実施する保育所等の経営者又は家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育士（保育士としてみなされる保健師、看護師又は准看護師を含む。）若しくは家庭的保育支援者

別紙 7 (宿舎の居室又は自動車保管場所)

平成 年 月 日
第 号

国有財産使用許可書

使用者 所在地

代表者名 殿

許可者

部局長氏名 印

平成 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法（昭和 23 年法律第 73 号）第 18 条第 6 項及び第 19 条の規定に基づき、下記の条件を付して許可する。

この許可について不服があるときは、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に〇〇〇〇（注 1）に対して審査請求をすることができる。なお、許可があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、許可についての審査請求をすることができない。

また、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の定めるところにより、この許可があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、国（法務大臣）を被告として処分取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内とする。なお、許可又は裁決の日から 1 年を経過したときは、処分取消しの訴えを提起することができない。

記

（使用許可物件）

第 1 条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在地	宿舎名	戸番等	専用面積又は 指定保管場所	備考

2 使用を許可された物件の一部について使用許可の取消しがあったため、使用を許可された物件の一部が返還された場合には、返還された部分を除き、残余について本許可はなおその効力を有する。

3 使用を許可された者は、前項に基づき使用を許可された物件を返還する場合には、遅滞なく部局長に届け出なければならない。

(指定用途)

第2条 使用を許可された者は、使用を許可された物件を の用に供しなければならない。

(使用許可期間等)

第3条 使用を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日まで (年間)とする。

2 使用を許可された者は、前項に定める期間の満了後引き続き使用を許可された物件の使用を希望するときは、前項に定める期間の満了2月前までに、部局長に申し出ることができる。

(使用料等)

第4条 平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間の使用料は、次に掲げるとおりとする。

年次	期 間	使用料年額	備考
第1年次	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
第2年次	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		
第3年次	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日		

2 前項に定める期間が満了した後の期間に係る使用料については、改めて部局長から通知する。

3 前2項に定めるもののほか、使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舍の共用部分及び共用施設の維持管理に要する費用のうち共同負担となる費用を支払うため、当該宿舍の入居者から構成される自治会等に対し、当該自治会等の定める金額及び方法により共益費を支払わなければならない。

(使用料の納付)

第5条 前条に定める使用料は、次に定めるところにより、当局歳入徴収官の発行する納入告知書により納付しなければならない。

回数	納付金額	納付期限	備考
	円	平成 年 月 日	
	円	平成 年 月 日	
	円	平成 年 月 日	
	円	平成 年 月 日	
計	円		

(延滞金)

第6条 使用を許可された者は、前条に定める納付期限までに使用料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年 %の割合により算定した

延滞金を当局歳入徴収官に支払わなければならない。

(充当の順序)

第7条 使用を許可された者が、使用料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が使用料及び延滞金の合計額に満たないときは、まず延滞金から充当する。

(使用料の改定)

第8条 部局長は、国家公務員宿舎関係法令の改廃その他の事情の変更に基ついて特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全等義務)

第9条 使用を許可した物件は、国有財産法第18条第6項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 前項の維持保全のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

3 使用を許可された者は、部局長が行う使用を許可された物件の維持管理に必要な業務に協力しなければならない。

4 使用を許可された者は、保育中の事故を防止するため、使用を許可された物件の安全点検に取り組み、保育環境の安全を確保しなければならない。

5 使用を許可された者は、使用を許可された物件が所在する宿舎の入居者からの照会又は苦情等を受け付けるための窓口を設置し、連絡先について部局長及び入居者に周知するとともに、照会又は苦情等があったときは、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(使用上の制限)

第10条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第2条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を第三者に転貸(使用を許可された物件を第2条に定める指定用途に供するため、〇〇〇〇(注2)に使用させる場合は含まれない。)し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき(前条第2項の規定に基づき使用を許可された物件を使用する〇〇〇〇(注2)が、修繕、模様替その他の行為をしようとするときを含む。)は、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消し又は変更)

第11条 部局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の取消し又は変更をすることができる。

(1) 使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

(2) 国において使用を許可した物件を必要とするとき又は用途を廃止するとき。

(3) 使用を許可された者の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は

支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(4) 使用を許可された者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(5) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(6) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(7) 使用を許可された者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 部局長が前項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合、これにより使用を許可された者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

3 使用を許可された者は、部局長が第1項第1号又は第3号ないし第7号の規定により使用許可の取消し又は変更をした場合において、国に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(原状回復)

第12条 部局長が使用許可を取り消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、使用許可の更新を行った場合その他部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。

(損害賠償)

第13条 使用を許可された者は、その責に帰すべき事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 14 条 使用許可の取消しが行われた場合又は使用を許可した期間が満了した場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第 15 条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持保全及び使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 16 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の維持保全及び使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。

(注 1) 審査請求をすべき処分庁については、以下のとおり記入する。

- イ 処分庁に上級行政庁がない場合又は処分庁が主任の大臣若しくは宮内庁長官若しくは内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する庁の長である場合 当該処分庁
- ロ 宮内庁長官又は内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する庁の長が処分庁の上級行政庁である場合 宮内庁長官又は当該庁の長
- ハ 主任の大臣が処分庁の上級行政庁である場合（イ又はロに掲げる場合を除く。） 当該主任の大臣
- ニ イ、ロ又はハに掲げる場合以外の場合 当該処分庁の最上級行政庁

(注 2) 使用許可された物件を第 2 条の指定用途に供するため使用させる者については、以下のとおり記入する。

- イ 指定用途が児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所の場合 保育所の経営者
- ロ 指定用途が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条に規定する認定こども園の場合 認定こども園の経営者
- ハ 指定用途が児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項に規定する家庭的保育事業の用に供する施設の場合 家庭的保育事業を実施する保育所等の経営者又は家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育士（保育士としてみなされる保健師、看護師又は准看護師を含む。）若しくは家庭的保育支援者
- ニ 指定用途が児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業の用に供する施設の場合 小規模保育事業を実施する保育所等の経営者又は家庭的保育者、家庭的保

育補助者、保育士（保育士としてみなされる保健師、看護師又は准看護師を含む。）若しくは家庭的保育支援者